

令和7年12月19日

養父市長 大林 賢一 様

養父市教育のあり方検討委員会
委員長 小西 哲也

答 申 書

養父市教育のあり方検討委員会設置規則第2条の規定により、令和7年6月27日、諮問第3号で諮問のあった件について以下のとおり答申します。

1 学びを支える教育施設のあり方について

- (1) 小規模となった学校園は、統廃合を進めること
 - ・公立こども園・保育所では、入園（所）児数が20人以下の園所
 - ・小学校・義務教育学校前期では、複式学級のある、もしくは見込まれる学校
 - ・中学校・義務教育学校後期では、1学年1学級編制の継続が見込まれる学校
- (2) 将来的に、養父市の市立の学校園を一つにまとめ、公共施設が複合化・共用化・集約化された学校を新築し、児童生徒、養父市民のまちづくりに資する「学びと集いの拠点」として設置すること
- (3) まちづくりの拠点としての機能を十分に発揮できるよう市民の「学びの場」「つながりの場」として周知・活用を図ること

2 学校園所の適正配置のあり方について

- (1) 学ぶ人の力を最大限に伸ばし、学ぶ喜び、育てる楽しみがあり、「つながりのある学び」「つながる保育・教育」が可能になる施設とすること
- (2) 配置にあたっては、通園・通学時間をできる限り1時間以内とすること
- (3) 当面の間、旧養父町域、旧大屋町域、旧関宮町域のこども園は旧町域に1園を維持すること
旧八鹿町域の公立こども園・保育所は廃止し、私立園による教育・保育を進めること